

4.



5. フィリピン共和国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和50年7月5日付け50農蚕第3800号 農蚕園芸局長通達）の6の(1)及び(2)を次のように改める。

- (1) 港 京浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、関門港、那覇港
- (2) 飛行場 新東京国際空港、東京国際空港、名古屋空港、大阪国際空港、福岡空港、那覇空港

6.

